資 料 提 供

茨城県

令 和 ８ 年（２０２６年）４月３０日
政策企画部統計課物価家計グループ
課長補佐：増子（内2659）
担当：渡邊（内2661）
（直通：029-301-2661）

令和2年（2020年）基準

水 戸 市 消 費 者 物 価 指 数

令和8年（2026年）3月分

結果の概要　ここがポイント

令和8年（2026年）3月の水戸市消費者物価指数は、総合で113.2（2020年=100）となり、前月比は0.6%の上昇、前年同月比は2.0%の上昇となった。

		指数	前月比（%）		前年同月比（%）	
水戸市	総合	113.2	0.6	3か月ぶりの上昇	2.0	53か月連続の上昇 前月から0.8ポイント拡大
	生鮮食品を除く総合	112.1	0.6	4か月ぶりの上昇	1.8	55か月連続の上昇 前月から0.4ポイント拡大
	生鮮食品及び エネルギーを除く総合	111.9	0.4	3か月ぶりの上昇	2.6	48か月連続の上昇 前月から0.2ポイント拡大
全国	総合	112.7	0.4	4か月ぶりの上昇	1.5	55か月連続の上昇 前月から0.2ポイント拡大
	生鮮食品を除く総合	112.1	0.6	4か月ぶりの上昇	1.8	55か月連続の上昇 前月から0.2ポイント拡大
	生鮮食品及び エネルギーを除く総合	111.9	0.4	2か月連続の上昇	2.4	48か月連続の上昇 前月から0.1ポイント縮小

※　生鮮食品：生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物
※　エネルギー：光熱・水道のうち、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油と交通・通信のうちガソリン

消費者物価指数及び前年同月比の推移 －水戸市－

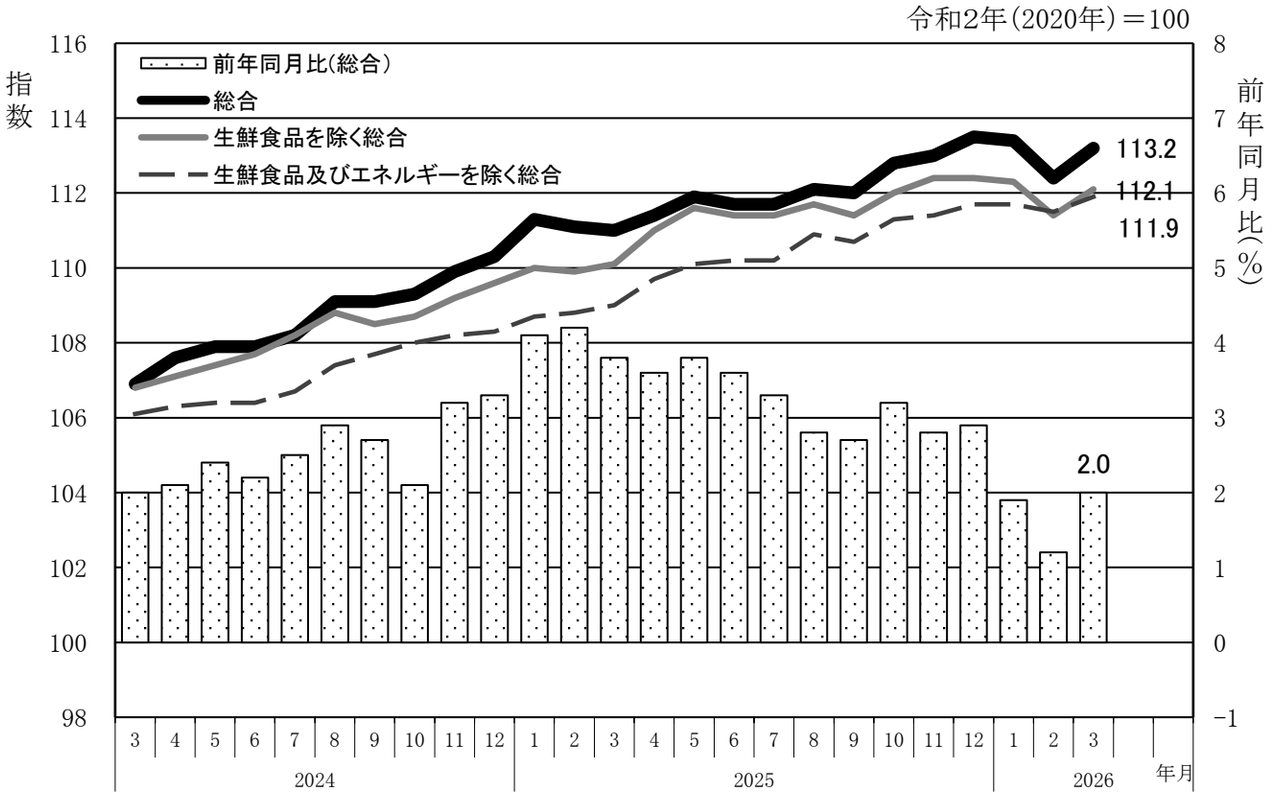

茨城県政策企画部統計課

1　前月との比較

今月の総合指数は、前月比でみると 0.6%の上昇となった。これを、各項目の動きが物価全体にどれだけ影響しているかを示す寄与度でみると、果物（寄与度：▲0.06)、野菜・海藻（同：▲0.06)、穀類（同：▲0.06）などが値下がりしたものの、自動車等関係費(同：0.21)、魚介類（同：0.16）などが値上がりしたためである。

● 前月比で上昇・下落幅の大きかった項目

上昇						下落					
中分類及び前月比（%）			寄与度	主な品目及び前月比(%)		中分類及び前月比（%）			寄与度	主な品目及び前月比（%）	
1	他の光熱	11.3	0.05	灯油	11.3	1	寝具類	▲4.1	▲0.01	ベッド	▲8.3
2	家庭用耐久財	6.8	0.08	ルームエアコン	17.1	2	果物	▲3.9	▲0.06	しらぬひ	▲23.3
3	魚介類	6.5	0.16	かき（貝）	28.6	3	ｼｬﾂ･ｾｰﾀｰ・下着類	▲3.5	▲0.04	男子用パジャマ	▲13.7
4	飲料	2.3	0.05	果実飲料（濃縮還元）	19.9	4	穀類	▲2.2	▲0.06	あんパン	▲13.7
4	家事用消耗品	2.3	0.03	芳香・消臭剤	6.8	5	野菜・海藻	▲1.7	▲0.06	干ししいたけ	▲27.9

2　前年同月との比較

今月の総合指数は、前年同月比でみると 2.0%の上昇となった。これを、各項目の動きが物価全体にどれだけ影響しているかを示す寄与度でみると、電気代（寄与度：▲0.31)、授業料等(寄与度：▲0.30)などが値下がりしたものの、魚介類（同：0.29)、調理食品（同：0.29)、設備修繕・維持（同：0.29）などが値上がりしたためである。

● 前年同月比で上昇・下落幅の大きかった項目

上昇						下落					
中分類及び前年同月比（%）			寄与度	主な品目及び前年同月比（%）		中分類及び前年同月比（%）			寄与度	主な品目及び前年同月比（%）	
1	補習教育	20.7	0.12	補習教育(中学校)	49.8	1	授業料等	▲12.9	▲0.30	高等学校授業料（公立、普通、授業料）	▲100.0
2	設備修繕・維持	12.5	0.29	カーポート	59.3	2	寝具類	▲10.4	▲0.03	布団	▲38.7
3	魚介類	12.0	0.29	かつお節※	449.8	3	電気代	▲8.2	▲0.31	－	－
4	飲料	11.1	0.23	コーヒー豆	51.2	4	ガス代	▲3.2	▲0.06	都市ガス代	▲7.4
5	肉類	7.5	0.17	鶏肉	26.2	5	教養娯楽用耐久財	▲2.9	▲0.02	－	－

※調査単位の変更があったもの。ほかにわかめの調査対象も変更している。

3　10 大費目における全国と水戸市の比較

水戸市の総合指数は、全国と比較すると 0.5 ポイント上回り、前月比は 0.2 ポイント上回り、前年同月比は 0.5 ポイント上回った。

区分		総合	国が指定した10大費目										生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合
			食料	住居	光熱･水道	家具･家事用品	被服及び履物	保健医療	交通･通信	教育	教養娯楽	諸雑費		
水戸市	令和8年3月	113.2	131.0	105.6	108.8	123.2	106.7	104.0	100.5	93.5	118.5	107.6	112.1	111.9
	前月比(%)	0.6	0.6	0.0	0.9	2.4	▲ 0.5	0.0	1.4	0.0	1.1	0.0	0.6	0.4
	前月比寄与度	－	0.18	0.00	0.07	0.09	▲ 0.02	0.00	0.21	0.00	0.11	0.00	0.59	0.32
	前年同月比(%)	2.0	5.6	1.6	▲ 4.4	0.5	0.7	▲ 0.4	1.6	▲ 6.1	2.4	1.1	1.8	2.6
	前年同月比寄与度	－	1.64	0.28	▲ 0.34	0.02	0.02	▲ 0.02	0.24	▲ 0.18	0.24	0.06	1.76	2.29
全国	令和8年3月	112.7	128.7	104.6	109.0	123.2	112.4	104.4	101.5	95.9	116.9	106.3	112.1	111.9
	前月比(%)	0.4	▲ 0.3	0.0	1.0	1.9	1.1	0.2	1.7	0.1	0.9	0.2	0.6	0.4
	前月比寄与度	－	▲ 0.09	0.01	0.06	0.08	0.04	0.01	0.23	0.00	0.09	0.01	0.59	0.32
	前年同月比(%)	1.5	3.6	1.0	▲ 4.8	2.7	2.1	0.2	2.1	▲ 5.5	2.3	0.7	1.8	2.4
	前年同月比寄与度	－	1.05	0.19	▲ 0.34	0.11	0.07	0.01	0.27	▲ 0.15	0.21	0.04	1.69	2.13

※　主な品目の前月比、前年同月比については、総務省統計局が公表している小売物価統計調査結果をもとに、県が独自に算出したものである。

「水戸市消費者物価指数」について

1 指数の性格

物価指数とは、物価の変動を時系列的に測定するもので、物価が基準となる時点（基準時＝指数値を100とする時点）と比べて、どの程度上昇又は下落したかを比率のかたちで表した数値である。
「水戸市消費者物価指数」は、水戸市内の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を指数で表したものである。

2 指数品目

指数作成に用いられる品目は、家計の消費支出の中で重要度が高いこと等の観点から選定した 582 品目である。

3 指数の計算方法

指数算式は、基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）である。

$$\text{比較時の指数値} = \frac{\left[\dfrac{\text{比較時価格}}{\text{基準時価格}} \times \text{基準時の品目ウエイト}\right] \text{の合計}}{\text{基準時の品目ウエイトの合計}}$$

① 基準時及び基準時価格

基準時は、2020 年の 1 年間である。
基準時価格は、「小売物価統計調査」による2019年及び2020年の1月から12月各月の品目別・月別小売価格の単純平均値である。ただし、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、月別ウエイトによる加重平均値である。

② ウエイト

品目ウエイトは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「家計調査」による 2019 年及び 2020 年の平均 1 か月の 1 世帯当たり品目別消費支出金額を用いて作成している。ただし、生鮮食品については、2019 年及び 2020 年の月別購入数量を用いて算出した月別ウエイトである。

③ 価格資料

指数品目の価格は、「小売物価統計調査」によって得られた水戸市内の品目別小売価格である。

④ 寄与度

物価の動きに対して、各内訳項目がどれだけ影響したかをみるものである。

調査方法について

水戸市消費者物価指数は、物価の変動を測定することを目的とし、小売物価統計調査により得られた、水戸市民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃の調査結果をもとに作成される。

1 価格報告者
水戸市内に設定した調査地区の中から、調査を実施する小売店舗、サービス事業所及び借家世帯等を価格報告者として選定する。

2 調査品目
水戸市消費者物価指数で使われている品目のうち、約 500 品目（約 550 銘柄）については、調査員等の価格調査による小売物価やサービス料金など、家計支出上重要度が高い品目を調査する。

3 調査期日及び調査価格
毎月 12 日を含む週の水、木、金曜日のいずれか 1 日の価格を調査する。ただし、生鮮食品については、上・中・下旬の 3 旬調査（毎月 5 日・12 日・22 日を含む各週の水、木、金曜日のいずれか 1 日）とする。